

News from Hatsutani Chizue

Hatsutani Chizue : A member of Mobara City Assembly

長生病院は医師確保が最大の課題！

“医師確保のため地域医療振興協議会や帝京大学と協議中”
“医療コンサルタントに長生病院の将来のあるべき方向性を
調査、検討を依頼中”



6月議会・議場にて

長生郡市の唯一の公的医療機関である長生病院は、現在、ベッド数は231床でそれに対応する必要な医師の数は最低28名必要で、現在、医師が20名しか確保できず、8名不足の状態であると5月20日開催の“地域医療問題シンポジウム”の席で小野医院長からお話がありました。

今日の医師不足を招くに至った背景には平成16年度から導入された新医師臨床研修制度が起因するところが大きい現状にあります。この制度により研修医が大学に拘束される事なく自由に研修先を選べるようになり、若い医師が都市部の大病院または施設の整った病院へ集中し、その結果、千葉大病院自体が医師不足に陥り、大学医局の医師不足を補うため、派遣医師の引き上げをする事となりました。そのため現場で残された医師は医師不足により、過酷な労働を強いられ辞めてしまうという悪循環や、病院の施設・設備の劣悪な環境や地理的環境など複数の様々な原因があり、医師確保には大変苦慮されている現状が理解できました。

現在、長生病院では、連携を構築しつつある、自治医科大学が母体である地域医療振興協議会や帝京大学などと協議を行ってきており、5月の中旬には地域医療振興協議会から現地視察などもしていただき、今後の対応について、また派遣の可能性について十分協議をしています。特に、早期に内科医療チームの継続的な派遣に対して、積極的に協議を重ね、医師確保にさらなる努力をしていきたいとしています。

しかしながら、医師不足が叫ばれて、もう何年にもなる中で、診療科目の中でも特に重要な内科で医師不足を招いているという現実があり、市民から何をやっているんだとの不安の声が聞こえております。市民の要望を取り入れた2次救急医療を行うとなると、現在、内科医が1人だけのところ、10人必要と聞いており、私は、引き続き今以上に、あらゆる手段を取り入れて医師不足の解消に努めるよう要望しました。

また、長生病院の将来のあり方についても、市民の不安を和らげるためにも、なるべく早い時期に九十九里医療センターとの関係も含めた長生病院の今後の方向性、いわゆる青写真を市民にはっきりと提示して欲しいと強く要望致しました。

はつたに ちづ

特集：平成19年6月議会から

平成19年第2回定例会（6月6日から21日までの会期16日間）において私が行った一般質問を取り上げます。

● 地域医療について

Q - ① 医師不足を招いている長生病院が、一時期、何名かの医師確保の可能性があったにもかかわらず不可能となった経緯を伺うと共に、3月以降の医師確保の取組みはどのようになっているのか伺う。

A - ① 連携を構築しつつある地域医療振興協議会や帝京大学などと協議をし、5月の連休から6月にかけてそれぞれ医師を派遣する旨の回答を得ていたが、派遣機関の事情や派遣対象となった医師のローテーションなどの都合によりずれ込んだ。5月の中旬に地域医療振興協議会から現地視察も行っていただいております、地域医療振興組合と帝京大学に対し早期に、特に内科医療チームの継続的な派遣に対して協議を積極的に重ねて、医師確保に更なる努力をしていく。

Q - ② 今後の長生病院のあり方については、専門的な機関を立ち上げて検討すると聞いているが、立ち上げの時期や今後の長生病院の方向性については、いつ頃決定する予定なのか伺う。

A - ② 長生病院のあり方については、管理者会議を開催し協議を行ってきたが、その中で専門家の意見を求める事を一つの方法として、現在、医療コンサルタントに調査、検討を依頼中。9月末までにはその結果が報告される。その報告を受け管理者会議を開催し、今後のあり方を決定したい。専門機関の立ち上げは、今のコンサルタントの状況を見ながら、今後の対応を図って参りたい。

● 福祉行政について

Q 市役所に来庁される聴覚障害者の方に窓口でコミュニケーションを図ったり、相談していただくため、千葉県登録の資格を持った手話通訳者を庁舎内に配置して欲しいという、聴覚障害者の方からの要望が寄せられています。庁舎内の手話通訳者の配置についての見解と、今後の設置の予定の有無を伺います。

A 手話通訳者の必要性は十分理解している。今後の設置予定としては、既に障害者福祉計画の中で方策を打ち出しているように、手話通訳者設置事業として、平成20年度を目途に実施方法の検討を盛り込んでいる所である。

● 財政問題について

Q 地方財政健全化法案では、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債比率 ④将来負担比率の4指標に健全化判断基準を拡大し、公表する義務を負う。また、この中の1つでも基準を超過した場合、財政健全化団体に指定される事となり、仮に指定された場合、住民の批判は大変厳しいものになると予測されるが、当局は同法案に対する対策についてどのように考えているのか。また、どう受け止めているのか伺う。

A 今できる事として、現行の財政健全化計画を着実に実施する事と併せて、今年度策定する行革第4次実施計画において事務事業の見直しを図って行きたい。本市においては、大変厳しいものになると考えており、今後とも国の動向を十分注視しながら対応に備えて行きたい。

はつたにちづえ公式サイトのお知らせ

はつたにちづえの公式ホームページを平成13年8月に開設しました。

「ちづえだより」で伝えきれない情報はこちらに掲載しています。

アドレスは <http://www.chizue.jp/> です。この他、ヤフー

検索エンジンで「はつたに」と入力して探すことができます。

